

平成 30 年度

保育所（園）・認定こども園の入園申込を開始します

■問い合わせ：こども課保育グループ ☎内線 248

平成 30 年 4 月 1 日からの保育所（園）・認定こども園（保育部分）の利用について、申込書の配布・受け付けを開始します。利用を希望する方は、必ず期間内にお申し込みください。第 1 希望が市内の認定こども園の場合は、希望園へ申込書類を提出してください。

対象者

- 平成 30 年 4 月から新規に利用を希望する方
- すでに入所申し込みをし、現在待機中の方
- 現在入所している方で、平成 30 年 4 月から利用する施設を変更したい方



現在受けている平成 29 年度の書類は、最大で 29 年度末（30 年 3 月入所）までの選考対象です。29 年度の申込書類で 30 年度の書類を兼ねることはできませんので、ご注意ください。

申し込み要件

「保育の必要な事由」に該当している方。

保育の 必要な 事由

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など基本的に全ての就労を含む）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の常時介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧虐待、DV のおそれ

申込書類配布開始日

10 月 2 日（月）／市公式ホームページからダウンロード可

※就労証明書・診断書などの発行に時間がかかる場合もあります。早めに申込書類をお受け取りください！

書類配布・受付場所

市役所・こども課窓口

受付期間・申し込み方法

【1 次募集】11 月 1 日（水）～17 日（金）（閉庁日を除く）

【2 次募集】11 月 20 日（月）～平成 30 年 1 月 31 日（水）（閉庁日を除く）

1 次募集締め切り後に選考を行い、入所者を決定します。1 次募集で定員に達した場合は、2 次募集者の選考は行いません。

- 市外に住民登録があり、市内の保育所などの利用を希望する方
住民登録のある市区町村からお申し込みください。

- 市外の保育所などを希望する方

各市区町村によって受付期間が異なります。希望する保育所などのある各市区町村の担当窓口で確認し、締切日の 10 日前までに龍ヶ崎市こども課に申込書類を提出してください。

11 月 12 日（日）は
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分に
休日受付を行います

注意事項

- 申込書類配布・受け付けは、出張所などでは取り扱いません
- 書類不備の場合は受理できません。必要書類を確認の上、余裕を持って早めに提出してください
- 5 月以降の利用希望者は、利用希望月の前月 10 日（閉庁日の場合は前開庁日）が申し込み期限です
- 希望する保育所などに受け入れの余裕がない場合は利用保留となり、翌月以降も毎月選考の対象となります（平成 31 年 3 月まで）



現在市内の保育所・認定こども園を利用中で平成 30 年度も継続して同じ施設の利用を希望する場合は、施設を通じて書類を配付します。施設に提出してください。

手続きの流れ

様式を入手
10 月 2 日から
配布開始

受付期間内に様式と添付書類を
こども課へ提出
第 1 希望が認定こども園の場合は直接園へ提出

結果を送付
1 次：1 月中旬
2 次：2 月中旬

健康診断など
の各種手続き

平成 30 年 4 月
入園